

市政報告

号外

松下幸治



（冒頭演説）
「政治とは何か?」「国造りとは何か?」という問いに、我々が真っ先に応えるべきは、国民の市民の幸せを一番に考えることであり、それは人づくりと言つて良いと思います。少子高齢社会を迎えた今の日本において我々は如何に為すべきかと考える時、先人が造り上げた国家の在り方について学ぶ事の大切さを感じます。

中国の故事に、「民たみ信無くんば立たず」があります。政治を行つ上で大切なものとして、軍備食生活・民衆の信頼の三つを挙げ、中でも最も重要なのが信頼であると説いています。

豊かさとは競争に勝つことと、本市では受験競争が活発で、進学率も高いのですが、その一方で何か大切なものを失っているように感じます。生きる為に不可欠である「食」よりも大事な「信頼」とは何なのか。

「嘘つきは泥棒の始まり」、友との約束や社会のルールを守ることから「信頼」は始まります。

発行所

奈良市二条大路南1-1-1
(奈良市議会 奈良未来の会控室)奈良市中登美ヶ丘1丁目4162番地の1
中登美団地D6-503

固定電話 070-6552-9609

平成28年度3月定例会 質問内容

- ①教育委員会の政治的中立性と少人数学級政策の後退について
- ②不登校特例校設置等の廃校跡地利活用について
- ③国土強靭化地域計画（および業務継続計画）の策定について
- ④「けいはんな学研都市」への文化庁の移転誘致について
- ⑤消防での官製談合疑惑に関する内部調査の経過について
- ⑥「消防指令設備整備等」の仕様書に関する虚偽答弁について
- ⑦「消防指令設備整備等」の入札での官製談合疑惑について
- ⑧消防での官製談合疑惑に対する第三者委員会の設置について

落札率
両事業で
99%
超

松下議員「特定メーカーに偏った仕様書か」

質問 松下議員

仕様書ではございません。

消防局長「操作性、機能性重視で採用」

質問 松下議員

仕様書ではございません。

ります。指摘しておきます。

次に質問ですが、市長か

ら入札に完全な制度はない

との答弁がありました。消

防局長からの答弁には疑義

があり、副市長からは三月

末までに内部調査報告をす

るとの答弁でしたが、内部

調査では限界を感じます。

第三委員会による調査・

検証が必要だと思いますが、

市長のお考えをお聞かせ下

さい。

当時の指令課主幹は仕様書が全く出来ていない時点で偏らない事を委託の入札条件としているので、問題なく特定のメーカーに偏らないとの答弁をしていました。また同時に、偏った仕様書を書かれても分からないと答弁しています。仕様書の納入時に内容の検証も怠っており、納入された仕様書は富士通仕様で、明らかに虚偽答弁だと思うのですが(①最大手NECが四画面方式に対応していない)仕様書の納入時に内容の検証を行ったのか、見解をお聞かせ下さい。

（略）消防においては、単に官製談合疑惑に止まらず、人工知能を生かした横浜型救急の消防指令センターを県単一で設置する事以前から要望している「タクシーの半額とされる福祉有償運送の広報」、「19番通報と#7119の連携による救命率向上」、「医療費後払い方式による待ち時間ゼロの医療」を要望します。

また改善案として、消防指令設備については、指令台の配置には色々な方法があつた。特定のメーカーに偏ったた。操作性および機能性等を視し、設計業者との協議のもと4画面方式を採用し

私としても、しっかりと

調べたいので、外部の第三

委員会による調査・検証

をしたいと思います。

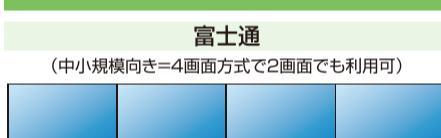
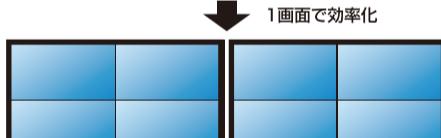
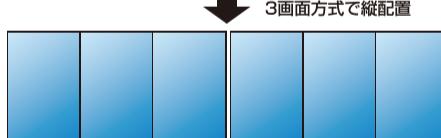
消防指令官製談合疑惑をたたず

市長が第三者委員会設置を明言

整備に係る仕様書は、先進市の導入状況を参考にすると伴に、今後十年程度運用することを踏まえ、機器の操作性および機能性等を重視し、設計業者との協議のもと4画面方式を採用した。特定のメーカーに偏ったた。

答弁 消防局長

指令台の配置改善案

富士通
(中小規模向き=4画面方式で2画面でも利用可)NEC
(大規模向き=3画面方式で2画面、1画面でも利用可)NEC
(大規模向き=3画面方式で2画面、1画面でも利用可)

旅客の範囲

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- ②介護保険法第19条第1項に規定する「要介護認定を受けている者」
- ③介護保険法第19条第2項に規定する「要支援認定を受けている者」
- ④「他の肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者」

運送しようとする旅客の範囲は、上記の者のうち、他人の介助に頼らずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な者であつて、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者およびその付添人となります。

※旅客の名簿に関しては、乗車しようと申請した時に自動的に登録することでも可。

③④の者に関しては一部の地域では制限がある。①②の者は無条件で利用可能と規定されており、奈良市地域福祉課（TEL0742-34-4994）にも確認済み。